

**石綿を含有する建築物等の解体・改修工事の前に届出が必要な事項**

石綿を含有する建築物等の解体等を行う際には関係行政窓口へ届出が必要となります。

<p>石綿レベル</p> <p>提出書類名 ＜適用法令＞</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>◆ 石綿含有吹付け材</p>	<p><b>レベル2</b></p> <p>◆ 石綿含有保温材 ◆ 耐火被覆材 ◆ けい酸カルシウム板第2種 ◆ 断熱材（煙突、屋根用折板）</p>	<p><b>レベル3</b></p> <p>◆ スレートボード ◆ スレート波板 ◆ Pタイル ◆ けい酸カルシウム板第1種 ◆ 窯業系サイディング ◆ 石綿セメント板</p>
<p><b>工事計画届(又は建築物解体等作業届)</b> 工事着工の14日前までに工事現場を管轄する労働基準監督署(労働基準監督署長宛)へ提出 ＜安衛法第88条第3項(又は石綿則第5条)＞</p>	<p>○ 除去／封じ込め／ 囲い込み作業</p>		<p>— (注)</p>
<p><b>特定粉じん排出等作業届</b> 作業開始の14日前までに地方自治体【県庁(都道府県知事等宛)・大気汚染防止法担当市役所(市長等宛)】へ提出 ＜大防法第18条の17＞</p>	<p>○ 除去／封じ込め／ 囲い込み作業</p>		<p>— (注)</p>
<p><b>事前届出の実施</b> 工事着手の7日前までに都道府県庁(都道府県知事宛)へ提出 ＜建設リサイクル法第10条＞</p>	<p>○ 特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届について届出書に記載</p>		

(注) レベル3について、安衛法第88条第3項に基づく労働基準監督署への提出、大防法第18条の17に基づく自治体への届出の提出は不要ですが、石綿則及び大防法に基づく作業基準を遵守する必要があります。また、条例で届出の提出を求めている自治体に対しては別途提出が必要となりますのでご注意ください。

※届出内容について、ご不明な点は労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法、建設リサイクル法などの法令を所管する各行政窓口へご相談ください。

**各窓口はこちらから**

- ① 労働安全衛生法・石綿障害予防規則 → 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
- ② 大気汚染防止法 → 環境省・地方自治体（都道府県庁・大気汚染防止法担当市役所等）
- ③ 建設リサイクル法 → 都道府県庁の建設リサイクル法担当部署